除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第２号

埼玉県川口市大字安行領根岸５番地
申立人　廣橋工業有限会社
代表者取締役　廣橋　　宴
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月25日
平成24年６月26日　　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｉ408197
金額　2,500,000円
支払期日　平成24年２月20日
支払地　埼玉県さいたま市
支払場所　株式会社武蔵野銀行北浦和支店
振出日　平成23年11月28日
振出地　埼玉県さいたま市浦和区
振出人　株式会社田中工務店　代表取締役　田中　一成
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号

香川県丸亀市土器町東８丁目537番地１
申立人　四国化成工業株式会社
代表者代表取締役　田邊　博臣
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月25日
平成24年６月26日　　広島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＣ02638
金額　347,561円
支払期日　平成24年２月29日
支払地　広島市
支払場所　株式会社商工組合中央金庫広島西部支店
振出日　平成23年11月25日
振出地　広島市西区
振出人　真志田建材株式会社　取締役　真志田宜住
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第４号

松山市歩行町１－８－３　歩行町ビル４階宇都宮法律事務所
申立人　破産者株式会社清水建材店破産管財人弁護士　河野　康之
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月22日
平成24年６月26日　　松山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　９通
⑴手形番号　ＣＩ04547
金額　10,000,000円
支払期日　平成20年12月31日
支払地　松山市
支払場所　株式会社伊予銀行本店営業部
振出日　平成20年９月30日
振出地　松山市
振出人　みどり建設興業株式会社　代表取締役　濱田憲史郎
受取人　株式会社清水建材店
裏書人　株式会社清水建材店松山支店　代表取締役　清水　修吉
被裏書人　株式会社伊予銀行
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＣＩ04548
金額　580,911円
支払期日　平成20年12月31日
振出日　平成20年９月30日
⑶手形番号　ＣＩ04573
金額　10,000,000円
支払期日　平成21年１月31日
振出日　平成20年10月25日
⑷手形番号　ＣＩ04574
金額　3,000,000円
支払期日　平成21年１月31日
振出日　平成20年10月25日
⑸手形番号　ＣＩ04575
金額　295,049円
支払期日　平成21年１月31日
振出日　平成20年10月25日
⑹手形番号　ＣＪ08753
金額　7,460,713円
支払期日　平成21年２月28日
振出日　平成20年11月26日
⑵ないし⑹の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、裏書人、被裏書人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑺手形番号　ＣＩ04557
金額　154,000円
支払期日　平成20年12月31日
振出日　平成20年９月30日
⑻手形番号　ＣＩ04585
金額　372,000円
支払期日　平成21年１月31日
振出日　平成20年10月31日
⑼手形番号　ＣＪ08766
金額　100,000円
支払期日　平成21年２月28日
振出日　平成20年11月30日
⑺ないし⑼の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第６３４号

千葉県船橋市三咲２丁目２番３号武藤ビル２階
債務者　有限会社モリショウ石材
代表者代表取締役　森川　　正
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　広山　相徳
４　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６２号

千葉県船橋市南三咲２丁目５番17号
債務者　有限会社船勝産業
代表者代表取締役　佐々木賢吉
１　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　恒平
４　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６９号

千葉市若葉区高根町1062番地の１
債務者　大東油業株式会社
代表者代表取締役　大木　和子
１　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
４　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７００号

千葉県市原市権現堂396番地１
債務者　株式会社マックス・オート・サービス
代表者代表取締役　中村　裕之
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
４　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７２４号

千葉市花見川区大日町1306番地
債務者　タカヨシ有限会社
代表者代表取締役　後藤　貞之
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横井　快太
４　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２号

千葉県香取市佐原イ966番地11
債務者　株式会社鈴木設備
代表者代表取締役　鈴木　良一
１　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田由里子
４　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前11時30分
千葉地方裁判所佐原支部